

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年1月から17年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年1月から17年6月まで

私は平成16年1月30日に会社を退職したが、会社から説明を受けた国民年金保険料の免除申請をするため、同年2月中旬にA市町村B支所に行き、夫婦二人の国民年金保険料の免除について相談し、その際受け取った免除申請の書類をB支所に郵送した。

免除申請の手続をしたにもかかわらず、申立期間は夫婦二人とも申請免除となっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成16年1月から17年6月までの期間については、16年2月中旬に、A市町村B支所に夫婦二人の免除申請の書類を提出した。」と主張するところ、A市町村が保管する申立人夫婦の国民年金被保険者記録では、夫婦二人とも、平成16年6月23日に、同年1月31日に遡及した資格取得の処理が行われていることが確認できる。

また、A市町村B支所では、「平成15年度以降の国民年金に関する申請書類（写し）はすべて保管しているが、申立人夫婦の免除申請の書類はどちらも無い。」と回答している。

さらに、申立人夫婦が平成16年2月に免除申請を行った場合、1) その時点で申請が可能な期間は、16年1月から同年6月までの期間であり、16年7月から17年6月までの期間は、次年度に申請することとなること、2) 申立人の免除申請は、離職して現在収入が無いことが要件となるので、添付書類として公共職業安定所の雇用保険被保険者離職証明書が必要となること、3) 免除申請の結果については、社会保険事務所（当時）から回

答されることとなるが、これらについて、申立人夫婦は、「申立期間の免除申請は、平成 16 年 2 月に A 市町村 B 支所に郵送した 1 回だけである。」、「申請に当たり公共職業安定所の離職証明書は提出していない。」、「社会保険事務所から免除申請した結果の通知は受け取っていない。」と述べている。

加えて、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年1月から17年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年1月から17年6月まで

私の夫は、平成16年1月30日に会社を退職したが、夫が、会社から説明を受けた国民年金保険料の免除申請をするため、同年2月中旬にA市町村B支所に行き、夫婦二人の国民年金保険料の免除について相談し、その際受け取った免除申請の書類をB支所に郵送した。

免除申請の手続をしたにもかかわらず、申立期間は夫婦二人とも申請免除となっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成16年1月から17年6月までの期間については、夫が16年2月中旬に、A市町村B支所に夫婦二人の免除申請の書類を提出した。」と主張するところ、A市町村が保管する申立人夫婦の国民年金被保険者記録では、夫婦二人とも、平成16年6月23日に、同年1月31日に遡及した資格取得の処理が行われていることが確認できる。

また、A市町村B支所では、「平成15年度以降の国民年金に関する申請書類（写し）はすべて保管しているが、申立人夫婦の免除申請の書類はどちらも無い。」と回答している。

さらに、申立人夫婦が平成16年2月に免除申請を行った場合、1) その時点で申請が可能な期間は、16年1月から同年6月までの期間であり、16年7月から17年6月までの期間は、次年度に申請することとなること、2) 申立人の免除申請は、夫が離職して現在収入が無いことが要件となるので、添付書類として夫の公共職業安定所の雇用保険被保険者離職証明書が必要となること、3) 免除申請の結果については、社会保険事務所（当

時) から回答されることとなるが、これらについて、申立人夫婦は、「申立期間の免除申請は、平成 16 年 2 月に A 市町村 B 支所に郵送した 1 回だけである。」、「申請に当たり、夫の公共職業安定所の離職証明書は提出していない。」、「社会保険事務所から免除申請した結果の通知は受け取っていない。」と述べている。

加えて、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から55年3月まで

はっきりとした記憶は無いが、昭和46年3月にA市町村に転入届を提出した後、自動的に夫婦二人の国民年金の納付書が送られてきたので、私か妻のいずれかが、毎月、市町村役場の窓口で二人分の保険料を納付した。

昭和49年5月にB市町村に転入し、転入届は提出したが、国民年金の手続はしなかったものの、送付されてきた国民年金の納付書により、私か妻のいずれかが、毎月、市町村役場の窓口で二人分の保険料を納付した。免除申請を行ったのは、55年3月に友人から教えてもらい、B市町村役場で手続した1回だけなのに、夫婦二人とも、申立期間について1か月が未納、残りが申請免除承認期間となっていることに納得がいかないなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人夫婦は、申立期間のうち、昭和46年3月から49年4月まではA市町村に居住し、49年5月から55年3月まではB市町村に居住していたとすると、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A市町村に居住当時、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しは夫婦連番で46年9月18日、資格取得は夫婦二人とも同年3月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認でき、B市町村に転居した以降は、A市町村に居住していた時代に払い出された手帳記号番号とは別の番号が、夫婦連番で53年12月12日に払い出され、資格取得は、夫婦二人とも46年3月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及していることが確認できる。

また、これらの二つの別の国民年金手帳記号番号の記録は、夫婦二人とも平成 20 年 6 月 6 日に、基礎年金番号に統合されていることが確認できる。

- 2 申立期間のうち、A市町村に居住していた昭和 46 年 3 月から 49 年 4 月までの期間について、申立人夫婦は、「オンライン記録では、昭和 46 年 3 月は未納、46 年 4 月から 49 年 4 月までは申請免除承認期間とされているが、A市町村役場から送付された納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を、毎月、同市町村役場窓口で納付していた。」と主張するところ、A市町村では、「国民年金保険料の納付が納付書方式となったのは、昭和 47 年 4 月からであり、それ以前は国民年金手帳に印紙を貼付して納付する方式であった。」と回答していることから、上記期間のうち昭和 46 年 3 月から 47 年 3 月までの期間については、納付書により納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人夫婦は、「夫婦二人分の国民年金保険料を毎月市町村役場で納付していた。」と主張するところ、昭和 46 年 3 月分は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となるため、申立人は同期間の保険料をA市町村役場に納付することはできなかったものと推認される。

さらに、オンライン記録（A市町村において払い出された国民年金手帳記号番号に係る記録）において、昭和 46 年 4 月から 56 年 3 月までの期間は申請免除承認期間とされていることが確認でき、社会保険事務所では、「昭和 46 年度時点で、免除申請手続が行われたものと考えられる。」としているが、申立人夫婦がB市町村に転居したとする昭和 49 年 5 月以降においても、56 年 3 月まで申請免除承認期間の記録となっていることが確認できることから、当時、A市町村において、申請免除の承認を受けた者に対するその後の継続した申請免除承認の事務については、適切な確認事務が行われていなかったことがうかがわれる。

加えて、上記期間の国民年金保険料が納付された事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間のうち、B市町村に居住していた昭和 49 年 5 月から 55 年 3 月までの期間について、申立人夫婦は、「オンライン記録では、申請免除承認期間とされているが、昭和 49 年 5 月にA市町村からB市町村に転入し、国民年金の手続はしなかったものの、国民年金の納付書が送付されてきたので夫婦二人分の保険料を、毎月、B市町村役場の窓口で納付していた。」と主張するところ、B市町村が保管する国民年金被保険者名簿には、夫婦二人とも、前述 1 のとおり、A市町村において払い出された国民年金手帳記号番号とは別の番号が記載されており、B市町村

では、この国民年金手帳記号番号により、申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録を管理していたことが確認できる。このB市町村における申立人夫婦の納付記録は、二人とも昭和46年3月から55年3月までの期間は未納、55年4月から56年3月までの期間は申請免除承認期間とされている。

また、前述の申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和53年12月12日、資格取得は46年3月1日に遡<sup>そきゆう</sup>及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、前述の期間のうち51年9月以前は納付の時効により納付できない上、51年10月から53年3月までの保険料は過年度保険料であり、B市町村役場の窓口では納付できなかったものと推認される。

さらに、上記期間の国民年金保険料が納付された事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、現在、オンライン記録において、申立人夫婦のB市町村に居住していた期間が申請免除承認期間とされている理由は、同期間が申請免除承認期間とされているA市町村において払い出された国民年金手帳記号番号の記録との統合処理がされていることによるものである。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から55年3月まで

はっきりとした記憶は無いが、昭和46年3月にA市町村に転入届を提出した後、自動的に夫婦二人の国民年金の納付書が送られてきたので、私か夫のいずれかが、毎月、市町村役場の窓口で二人分の保険料を納付した。

昭和49年5月にB市町村に転入し、転入届は提出したが、国民年金の手続はしなかったものの、送付されてきた国民年金の納付書により、私か夫のいずれかが、毎月、市町村役場の窓口で二人分の保険料を納付した。免除申請を行ったのは、55年3月に夫の友人から教えてもらい、B市町村役場で手続した1回だけなのに、夫婦二人とも、申立期間について1か月が未納、残りが申請免除承認期間となっていることに納得がいかないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人夫婦は、申立期間のうち、昭和46年3月から49年4月まではA市町村に居住し、49年5月から55年3月まではB市町村に居住していたとすると、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A市町村に居住当時、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しは夫婦連番で46年9月18日、資格取得は夫婦二人とも同年3月1日に遡及<sup>そきゅう</sup>して行われていることが確認でき、B市町村に転居した以降は、A市町村に居住していた時代に払い出された手帳記号番号とは別の番号が、夫婦連番で53年12月12日に払い出され、資格取得は、夫婦二人とも46年3月1日に遡及<sup>そきゅう</sup>していることが確認できる。

また、これらの二つの別の国民年金手帳記号番号の記録は、夫婦二人とも平成 20 年 6 月 6 日に、基礎年金番号に統合されていることが確認できる。

- 2 申立期間のうち、A市町村に居住していた昭和 46 年 3 月から 49 年 4 月までの期間について、申立人夫婦は、「オンライン記録では、昭和 46 年 3 月は未納、46 年 4 月から 49 年 4 月までは申請免除承認期間とされているが、A市町村役場から送付された納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を、毎月、同市町村役場窓口で納付していた。」と主張するところ、A市町村では、「国民年金保険料の納付が納付書方式となったのは、昭和 47 年 4 月からであり、それ以前は国民年金手帳に印紙を貼付して納付する方式であった。」と回答していることから、上記期間のうち昭和 46 年 3 月から 47 年 3 月までの期間については、納付書により納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人夫婦は、「夫婦二人分の国民年金保険料を毎月市町村役場で納付していた。」と主張するところ、昭和 46 年 3 月分は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となるため、申立人は同期間の保険料をA市町村役場に納付することはできなかったものと推認される。

さらに、オンライン記録（A市町村において払い出された国民年金手帳記号番号に係る記録）において、昭和 46 年 4 月から 56 年 3 月までの期間は申請免除承認期間とされていることが確認でき、社会保険事務所では、「昭和 46 年度時点で、免除申請手続が行われたものと考えられる。」としているが、申立人夫婦がB市町村に転居したとする昭和 49 年 5 月以降においても、56 年 3 月まで申請免除承認期間の記録となっていることが確認できることから、当時、A市町村において、申請免除の承認を受けた者に対するその後の継続した申請免除承認の事務については、適切な確認事務が行われていなかったことがうかがわれる。

加えて、上記期間の国民年金保険料が納付された事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間のうち、B市町村に居住していた昭和 49 年 5 月から 55 年 3 月までの期間について、申立人夫婦は、「オンライン記録では、申請免除承認期間とされているが、昭和 49 年 5 月にA市町村からB市町村に転入し、国民年金の手続はしなかったものの、国民年金の納付書が送付されてきたので夫婦二人分の保険料を、毎月、B市町村役場の窓口で納付していた。」と主張するところ、B市町村が保管する国民年金被保険者名簿には、夫婦二人とも、前述 1 のとおり、A市町村において払い出された国民年金手帳記号番号とは別の番号が記載されており、B市町村

では、この国民年金手帳記号番号により、申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録を管理していたことが確認できる。このB市町村における申立人夫婦の納付記録は、二人とも昭和46年3月から55年3月までの期間は未納、55年4月から56年3月までの期間は申請免除承認期間とされている。

また、前述の申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和53年12月12日、資格取得は46年3月1日に遡<sup>そきゆう</sup>及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、前述の期間のうち51年9月以前は納付の時効により納付できない上、51年10月から53年3月までの保険料は過年度保険料であり、B市町村役場の窓口では納付できなかったものと推認される。

さらに、上記期間の国民年金保険料が納付された事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、現在、オンライン記録において、申立人夫婦のB市町村に居住していた期間が申請免除承認期間とされている理由は、同期間が申請免除承認期間とされているA市町村において払い出された国民年金手帳記号番号の記録との統合処理がされていることによるものである。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から41年6月1日まで  
次女が小学校に入学した昭和36年4月ごろにA社B事業所に入社し、42年10月12日まで外交員の仕事をした。入社して3か月の試用期間後に本採用となり、同時に厚生年金保険に加入したと思っていたが、申立期間の加入記録が無いことに納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年4月ごろから勤務していた。」と主張するところ、当時の同僚が保管する集合写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和41年3月以降はA社B事業所に外交員として勤務していたことが確認できるものの、同年3月より前の期間に係る勤務事実については確認できる証言等が得られない。

また、申立人は、入社時期について、昭和36年4月ごろからであり、その時期は、記憶している社員が着任する2か月前であったとしているが、当該社員が着任した時期は、41年4月であったことが確認でき、これらを踏まえると、申立人の勤務の開始時期に関する記憶は曖昧であると言わざるを得ない。

さらに、申立人は、「申立期間は夫の健康保険証を使用し、夫の扶養の範囲内で働いていた。」と述べていることから、申立期間当時、厚生年金保険には加入していなかったものと推認される。

加えて、当時の複数の同僚も、「子育ての合間に仕事をしており、給料も小遣い程度で夫の扶養の範囲内で働いた。当時はそのような人が多かった。」と証言しており、入社してから相当の期間、厚生年金保険に加入していないことが推認できる。

なお、A社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和39年5月1日であり、申立期間のうち、36年7月1日から39年5月1日までの期間は、適用事業所とはなっていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 7 月 30 日から 34 年 5 月 21 日まで

A株式会社B事業所に昭和 30 年 4 月から 32 年 6 月まで勤務し、その後、同社C事業所に転勤し、34 年 5 月 20 日ごろまで勤務していたと思う。厚生年金保険の加入期間が実際の勤務期間より短くなっているが、勤務していた期間はすべて厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A株式会社B事業所に昭和 32 年 6 月まで勤務し、その後、同社C事業所に転勤したが、同社C事業所での厚生年金保険の記録が同年 11 月からとなっている。勤務した期間はすべて厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、同社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 32 年 10 月 1 日であり、申立期間①のうち、32 年 7 月から同年 9 月までの期間は厚生年金保険適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人のA株式会社C事業所における厚生年金保険の資格取得日は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 10 月 1 日の 1 か月後の同年 11 月 1 日となっていることが確認できるところ、申立人と同様に、同社B事業所及び同社C事業所の両方に厚生年金保険加入記録がある 4 人の同社C事業所での資格取得日をみると、3 人は、申立人と同じ 32 年 11 月 1 日となっていることが確認でき、このうちの一人が所持している給与明細書から、32 年 10 月の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。なお、上記 3 人以外の一人

の資格取得日は、申立人の資格取得日より後の34年12月1日となっている。

さらに、申立期間①前後の期間のA株式会社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、健康保険記号番号に欠番は無く、不自然な点はみられない上、申立期間①の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A株式会社C事業所での厚生年金保険の加入記録は、昭和33年7月30日までとされているが、34年5月20日まで勤務していた。」と主張するところ、申立人は、申立期間②当時において、一緒に勤務していた同僚についての記憶が無い上、同社C事業所において申立期間②を含む厚生年金保険の加入記録のある者の中から11人に聴取しても、申立人が勤務していたことを記憶している者は無く、申立人の申立期間②における勤務事実は確認できない。

また、申立期間②前後の期間のA株式会社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、健康保険記号番号に欠番は無く、不自然な点はみられない上、申立期間②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 22 日から同年 7 月 6 日まで  
② 昭和 39 年 10 月ごろから 40 年 8 月 20 日まで  
③ 昭和 40 年 11 月ごろから 41 年 2 月 14 日まで  
④ 昭和 41 年 8 月ごろから同年 11 月 1 日まで

次の会社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

- ① A株式会社
- ② B株式会社
- ③ C事業所
- ④ D株式会社E事業所

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A株式会社では、昭和 39 年 1 月 22 日から勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、当時の同僚の証言により、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同時期に入社したと記憶する同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社して4か月後の昭和 39 年 5 月 26 日となっていることが確認でき、申立期間①当時、A株式会社では、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録をすべて（延べ 91 人）確認したが、申立人の記録は昭和 39 年 7 月 6 日から同年 9 月 22 日までの期間以外に無く、健康保険整理番号に欠番も見

当たらず、不自然な点はみられない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B株式会社では、昭和39年10月ごろから勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、申立人が記憶している同僚二人に係る厚生年金保険の加入時期は、入社して1か月から4か月後となっていることが確認できる。

また、B株式会社の元経理事務員は、「当時は、従業員の厚生年金保険の加入手続は社長の指示で行っていた。」、「厚生年金保険と雇用保険は同時に加入の手続をしていた。」と証言しているところ、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をすべて確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は、昭和40年8月20日から同年11月11日までの期間以外に無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらず、不自然な点はみられない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C事業所では、昭和40年11月ごろから勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、申立人が記憶している同僚二人は、「入社後3か月は、試用期間であり、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、C事業所の元事務員は、「当時、試用期間があった。」と証言しており、C事業所では、申立期間③当時、入社後3か月は試用期間であり、厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

- 4 申立期間④について、申立人は、「D株式会社では、昭和41年8月ごろから勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、D株式会社では、「当時は、入社後3か月の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、D株式会社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同日となっている5人のうち、連絡が取れた二人はいずれも、「D株式会社E事業所が開業した昭和41年8月に入社した。」と証言している。

さらに、D株式会社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 5 このほか、申立期間①から④までについて、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から同年7月6日まで

A社がB市町村に開業したC事業所の社員募集に応募し、平成9年6月1日から<sup>ちゅう</sup>厨房の仕事を始め、同年7月6日に退社した。確かに勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社D（C事業所の運営会社）が保管する退職者名簿及び当時の同僚の証言から、申立人が、平成9年6月16日から同年7月5日までの期間において、C事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Dでは、申立期間当時、給与支給は月末締め翌月20日支給であり、厚生年金保険料は当月控除であったとしているところ、同社が保管する申立人に係る平成9年6月の給料支払明細書（控）により、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、平成3年1月から8年12月までの期間において国民年金の第3号被保険者であったところ、9年1月に第1号被保険者への種別変更手続きを行い、10年5月に厚生年金保険の被保険者となるまでの間の国民年金保険料について、すべて納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。